

7 光・視環境に関すること

7 - 1 単純開口率

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居室全体の床面積の合計に対する開口部の面積の合計の割合の多さとする。

(3) 評価基準

イ 単純開口率は、（ %以上）が明示されていること。ただし、 は、 次の式によって算出される数値Wを超えない整数値とすること。

$$W = A / S \times 100$$

この式において、W、A及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W	単純開口率（単位 %）
A	評価対象住戸の居室の開口部（屋外に面し、開放が可能なもの又は光を透過する材料で作られているものに限る。7 - 2において同じ。）の面積の合計（単位 m ² ）
S	居室の床面積の合計（単位 m ² ）

ロ 開口部の面積の算出は、次に定めるところによること。

平面上で複数の法線をもつ形状の一の開口部の面積は、その両端を結んだ平面の面積とすること。

上面を向いている開口部で鉛直方向との傾きが0度を超え45度以下のものの面積は、その垂直投影面積とすること。

上面を向いている開口部で鉛直方向との傾きが45度を超え90度以下のものの面積は、その水平投影面積とすること。

下面を向いている開口部の面積は、その傾きにかかわらず、その垂直投影面積とすること。

7 - 2 方位別開口比

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居室全体の開口部の面積の合計に対する各方位ごとの開口部の面積の割合の多さとする。

(3) 評価基準

イ 方位別開口比は、（ %以上。ただし、当該方位の開口部の面積が0の場合にあっては、0%。）が明示されていること。ただし、 は、 北、東、南及び西の方位並びに真上の方向ごとに、次の式によって算出される数値R_iを超えない整数値とすること。

$$R_i = A_i / A \times 100$$

この式において、 R_i 、 A_i 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_i i 方位（ある方位又は方向をいう。以下同じ。）の開口比（単位 %）

A_i 評価対象住戸の居室の i 方位に存する開口部の面積の合計（単位 m^2 ）

A 評価対象住戸の居室の開口部の面積の合計（単位 m^2 ）

□ 開口部の方位の設定及び面積の算出は、次に定めるところによること。

真北方向を基準に方位軸を設定し、その方位軸と平面上で 45 度で交わる線により区分される範囲を時計回りにそれぞれ北、東、南及び西の方位とすること。

開口部の方位は、開口部から屋外へ向かう法線の水平投影線の方位とすること。

平面上で複数の法線をもつ形状の一の開口部は、開口部の両端を結んだ平面の法線の属する方位にある開口部とし、その面積は開口部の両端を結んだ平面の面積とすること。

上面を向いている開口部で鉛直方向との傾きが 0 度を超え 45 度以下のものは、北、東、南又は西の方位にある開口部とし、その面積は垂直投影面積とすること。

上面を向いている開口部で鉛直方向との傾きが 45 度を超え 90 度以下のものは、真上の方向にある開口部とし、その面積は水平投影面積とすること。

下面を向いている開口部は、その傾きにかかわらず、北、東、南又は西の方位にある開口部とし、その面積は垂直投影面積とすること。